

令和7年度

高知市地域密着型サービス事業者

募集要領

募集サービス

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護

応募に当たっては、平成24年12月10日に高知県が発表した「高知県版第2弾 南海トラフの巨大地震による震度分布・津波浸水予測」や、各種災害の被害想定等を参照の上、利用者の安全・安心に配慮したものとなるよう努めてください。

令和7年6月

高知市健康福祉部介護保険課

1 募集の目的

この募集は、高知市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）に基づく（介護予防）認知症対応型共同生活介護の整備を目的としております。

※（介護予防）認知症対応型共同生活介護は、募集に基づく応募により選定された事業者のみが指定の対象です。

2 募集の概要

(1) 募集サービスの種類及び募集事業所数

※ 日常生活圏域を問わず、（介護予防）認知症対応型共同生活介護を1事業所とする。

※ 事業規模は2ユニットとすること。同時に、共用型認知症対応型通所介護を実施すること。

3 スケジュール

令和7年6月2日（月）～令和7年6月13日（金）	募集に関する質問受付期間
令和7年6月16日（月）～令和7年6月23日（月）	応募期間
令和7年6月下旬～8月下旬予定	応募内容に関する協議・ヒアリング
令和7年9月上旬～10月下旬予定	プレゼンテーション審査
令和7年11月中旬予定	審査結果（候補事業者）発表
令和7年11月末予定	候補事業者決定通知

4 質問の受付

この募集要領の公表後、下記のとおり募集に関する質問の受付期間を設けます。

なお、質問内容及び回答内容は募集の公平性を担保するため原則公開としますが、公開することで質問者の匿名性が担保できない場合や、質問者の機密等に関わる内容が含まれる場合及び募集の公平性に特に影響を与えない内事的な質問と認められる場合等は非公開とします。

(1) 期 間：令和7年6月2日（月）から令和7年6月13日（金）まで（土日を除く。）

※ 上記期間外の質問には応じることができません（審査の公平性に支障のない質問を除く。）。

(2) 方 法：別紙2「質問票」を使用し、持参、郵送、FAXまたはメールでの提出（口頭は不可）

※ 質問票の不達等が想定される場合は、下記提出先に受理確認をお願いします。

【提出先】 〒780-8571 高知市本町五丁目1番45号

高知市役所 介護保険課 事業係

TEL:088-823-9972 FAX:088-824-8390

E-mail:kc-110101@city.kochi.lg.jp

5 応募申出

(1) 期 間：令和7年6月16日（月）から令和7年6月23日（月）17:15まで

(2) 応募書類：応募書類一覧表（別紙1）のとおり。様式はホームページからダウンロード可。

(3) 提出部数：紙媒体3部（※）及び データ提出

※ 正本1部、副本2部 …副本については、証明書等も含めすべてコピー可。

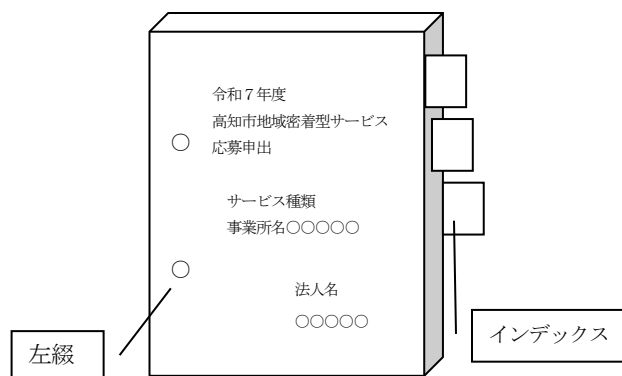
(4) 留意事項

① 応募書類の提出に当たっては、令和7年6月13日（金）までに日時を電話予約の上、応募書類を高知市役所介護保険課事業係に持参してください。

② 審査をする上で、応募書類の追加提示等を求めることがあります。

③ 応募書類は、次のように整えてください。

- ア) 図面等を除きA4版で作成し、応募書類一覧表(別紙1)の書類No順に並べること。
- イ) 項目ごとにインデックス付の仕切りを挿入すること。インデックスには「書類No」と「書類の名称」を記載すること。
- ウ) ファイル等で綴じ、表紙と背表紙に「令和7年度高知市地域密着型サービス応募申出」サービス種類名、事業所名(仮称可)及び法人名を記載すること。



注意事項

以下のいずれかに該当する場合、応募書類の受付はできませんのでご注意ください。

- ① 応募書類の提出方法について
 - ・郵送、FAX及びメール等での提出
 - ・電話予約なしでの提出
 - ・応募期間外や高知市介護保険課事業係以外の部署への提出
- ② その他
 - ・募集要領の内容を十分に理解していない。
 - ・3ページ「6応募要件 整備用地の要件④」に記載の事項に従っていない。

6 応募要件

応募者の要件	① 応募者は既存の法人であること。 ② 過去3年分の法人決算書等を提出できる法人であること。ただし、社会福祉法人については、過去3年分の実績がない場合は、実績のある分のみで可とする。 ③ 長期間、安定した事業運営が見込める法人であること。 ④ 法人が、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)に定める事業について令和2年4月1日以降に指定の取消し又は指定の効力の全部停止若しくは一部停止の処分を受けていないこと。また、法人及び法人の役員等(法第70条第2項第6号又は第70条第2項第6号の2に規定する役員等をいい、法施行令(平成10年政令第412号)第35条の4に規定する管理する者を含む。以下同じ。)が法第78条の2第4項各号及び同法第115条の12第2項各号の規定に該当しないこと。 ⑤ 法人及びその役員等が高知市暴力団排除条例(平成23年条例第3号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当しないこと。 ⑥ 法人が納付すべき国税、都道府県税、市町村税及び社会保険料について滞納していないこと。 ⑦ 法人の代表者が納付すべき国税、都道府県税及び市町村税について滞納していないこと。 ⑧ 法人が運営する事業所(法に定める事業所に限らない。)に勤務する従業員のうち本市に居住する従業員の個人住民税の特別徴収を実施し、さらに特別徴収税額について滞納していないこと。また、応募日において個人住民税の特別徴収義務者に該当しない場合は、「高知市個人市民税・県民税特別徴収実施確認(誓約)書」を提出すること。 ⑨ 応募期間満了日において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号及び第2項各号の規定に該当していない法人であること。
--------	--

	⑩ 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の申立てをしていないこと。 ⑪ 令和元年4月1日以降、老人福祉法に基づく老人福祉計画又は介護保険法に基づく介護保険事業計画に基づき候補事業者決定等を受けた事業について、候補事業者決定等の取消を受けた法人又は候補事業者決定等を辞退した法人でないこと。
整備用地の要件	① 原則として、法人が所有又は購入等により取得を予定している用地であること。用地を所有している場合は、登記簿謄本若しくは登記事項証明書を提出すること。また、取得を予定している場合は、所有権を移転する旨を明記した売買確約書等、取得予定であることを確認できる書類を提出すること。 ② 整備用地が災害レッドゾーン（災害危険区域、土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域）等に該当する場合、選定対象としないことがある。 ③ 整備用地が、「【高知県版第2弾】南海トラフの巨大地震による震度分布・津波浸水予測（平成24年12月10日公表）」による津波浸水予測図において、浸水想定が最大が5m未満の場所であること。 ※ただし、補助金の交付を希望する場合、②③にかかわらず補助金の交付申請時までには事前協議を要する区域があるため、注意すること。（P7参照） ④ 整備用地は、原則市街化区域内とすること。市街化区域以外（整備用地に建築規制や開発制限（都市計画法（昭和43年法律第100号）、農地法（昭和27年法律第229号）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）による制限）、埋蔵文化財等がある場合等）での整備を検討する場合は、応募前までに介護保険課事業係に相談すること。 ⑤ 候補事業者決定後、整備用地周辺の住民等の理解が得られず事業の実施ができないという事態にならないよう、応募後、プレゼンテーション審査前までを目途に事業実施に関して説明し理解を得ておくこと。また、候補事業者決定後に改めて事業実施についての報告・説明等を行うこと。 ⑥ 応募期間終了後の整備用地の変更は認めない。 ⑦ 整備用地が借地の場合は、以下の要件を満たすこと。 ・当該整備用地に第三者の権利が設定されているときは、原則指定時までに当該権利の設定等を解除すること。また、指定後においても設定させないこと。 ・事業の継続に必要な期間の地上権又は借地権を設定し、登記すること。 ・土地の賃貸借契約については、法人名義で当該契約を締結すること。（施設整備費等にかかる補助金を利用する場合は、補助金交付申請時点で当該契約が締結されていること。）
設備・建物に関する要件	① 建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）及び介護保険法等の関係法令並びに関係条例等を遵守すること。 ② 津波浸水予測図の浸水区域内で整備を行う場合、入居者が主に使用する居室等の床面の高さが、当該区域において想定される津波による最大浸水深（整備用地内の最大値）より高い位置にあること、又は津波避難対策計画が検討されていること。 ③ 昭和56年6月1日適用の建築基準法の耐震基準（新耐震基準）を満たしている建物であること。
低所得者に対する配慮	① 応募者が社会福祉法人である場合は、低所得者で特に生計が困難である利用者及び生活保護受給者の負担を軽減し、介護保険サービスの利用促進を図る事を目的とする「高知市社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービス等に係る利用者負担額軽減制度事業」（高知市社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービス等に係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱（平成12年8月1日制定）に規定する事業をいう。）を実施すること。

- ※ 人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等を遵守し、十分に精査・理解した上で応募してください。
- ※ 災害レッドゾーン等の該当の有無については、高知県防災マップで確認してください。
- ※ 津波による最大浸水深については、高知県南海トラフ地震対策課ホームページの「震度分布・津波浸水予測、被害想定」の「【高知県版第2弾】南海トラフの巨大地震による震度分布・津波浸水予測（平成24年12月10日公表）」の「6. 津波（4）津波浸水予測図」等で確認してください。なお、整備用地内で最大浸水深の区分が異なる場合は最大区分で判断してください。

7 候補事業者決定までの流れ

(1) 審査

書類審査については、別に公表する「地域密着型サービス事業審査基準表」に従い行います。

プレゼンテーション審査については、別に公表する「地域密着型サービス事業者募集プレゼン審査項目」に従い、審査委員会による審査（質疑応答を含む）を行います。質問等に答えられないときは、採点の対象とならない場合があるので、プレゼン担当者の選定にはご注意ください。

(2) 審査結果の確定

審査結果及び応募内容等について高知市地域密着型サービスの運営に関する委員会（以下「運営委員会」という。）に諮り、審査結果を確定します。

(3) 整備用地の開発に関する確認

候補事業者となった後は、整備の実現に向けた取組（近隣住民への説明、整備用地に制限がある場合はその解除手続等）を行い、本市に報告してください。説明不足等により整備に対して住民の理解が十分に得られず、整備が困難になったときは、応募を却下する場合があります。

(4) 候補事業者決定及び決定通知

(3)の確認にて問題がない場合、正式に候補事業者となり、決定通知を送付するとともに、ホームページ等にて公表します。

(5) 注意事項

- ・審査委員会及び運営委員会の委員に対し、直接、間接を問わず連絡を行うなどの接触をしないこと。
- また、市民の疑念や不信を招くような行為をしないこと。審査に支障を来す行為が確認された場合は、審査を行わず、応募を却下することがあります。
- ・審査結果にかかわらず、本市は応募に要した費用を一切負担しません。
- ・応募時に提案した内容は、候補事業者決定後、ホームページ等にて公表します。

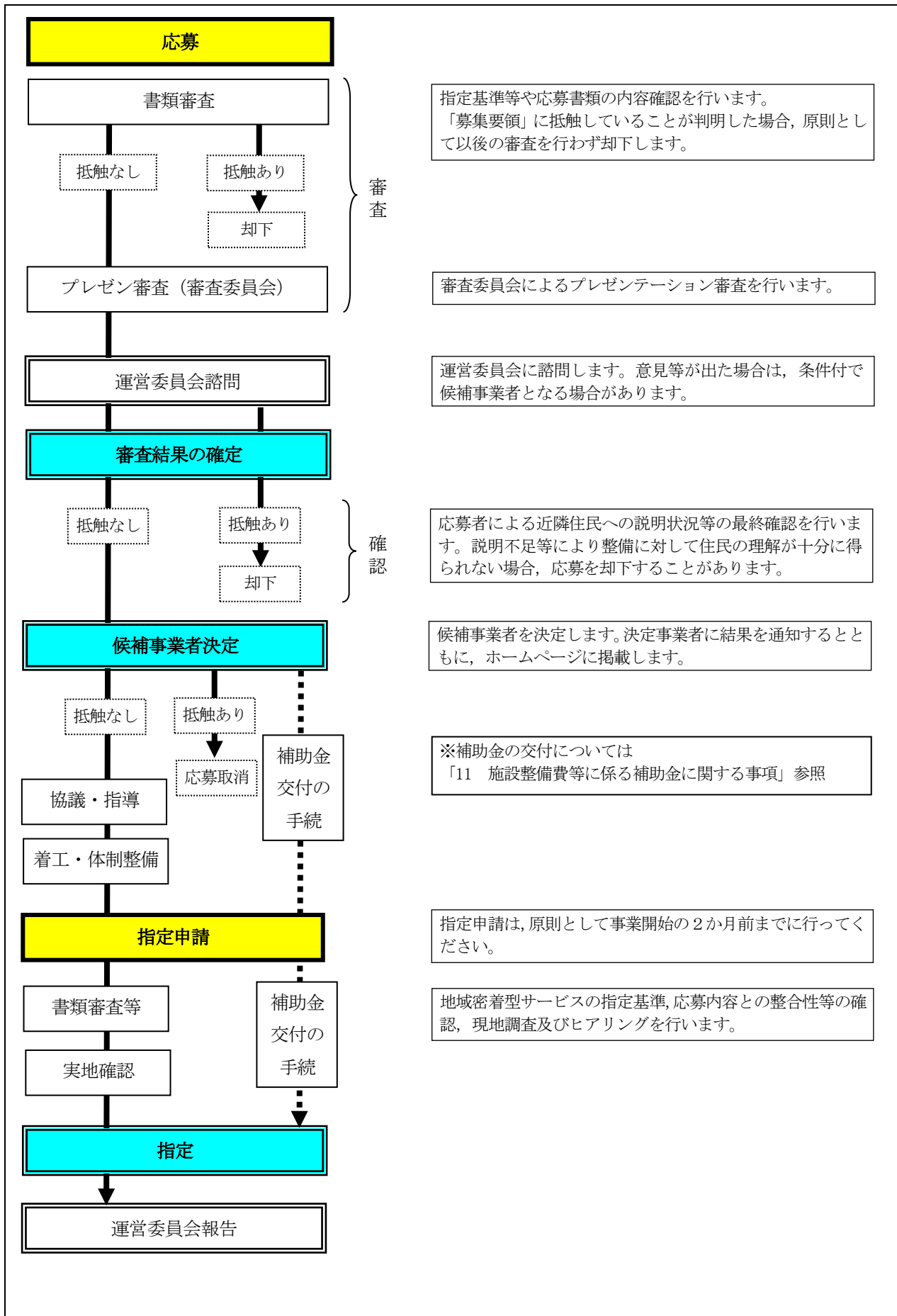
8 候補事業者決定後の必要な手続及び留意事項

- (1) 候補事業者決定後は、応募時に提出された工程表通りに事業を開始できるよう、速やかに準備を進めてください。
- (2) 応募時に提案された内容等の担保を前提とした上で、当該内容の変更を希望する場合は、必ず事前に本市に協議し、その承諾を受けてから変更してください。
- (3) 指定については別途申請が必要となりますので、事業開始2か月前までに指定申請書類を提出してください。また、応募内容及び協議結果を指定日から6年間遵守してください（指定後に、応募内容を遵守できていないことが判明した場合は、その内容をホームページ等にて公表します。）。
- (4) 候補事業者決定後、指定までの間において、整備の進捗状況について2か月に1回報告をいただきます。
- (5) 候補事業者決定後に辞退した場合は、同一法人の他の候補事業者決定事業を同時に取り消すことがあります。
- (6) 候補事業者決定後の権利譲渡は認めません。

9 候補事業者決定の取消し

- (1) 以下に該当する場合は取消しとなる場合があります。
 - ・虚偽その他不正な手段により候補事業者決定を受けた場合
 - ・この募集要領に抵触又は違反していることが判明した場合
 - ・建築基準法，消防法及び介護保険法等の関係法令並びに関係条例等を遵守することなく手続を行う場合
 - ・説明不足等により整備に対して住民の理解が十分に得られず，整備が困難になった場合
- (2) 上記の理由により取り消した場合，本市は応募に要した費用を弁済しません。

10 指定までの流れ



11 施設整備費等に係る補助金に関する事項

(1) 補助金額（予定）

サービスの種類	補助金額（上限）	
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	施設整備費に係る補助金（※新築の場合に限る）	39,600千円／施設
	備品等設備整備費等に係る補助金	989千円／定員数

※ 補助金の交付を必ずしも約束するものではありません。この補助金は、高知県介護基盤整備等事業費補助金交付要綱に基づく間接補助事業により、高知県の補助金を財源として交付するものであるため、高知県からの補助金の交付状況や本市の予算状況等によっては、この補助金を交付しない、又は補助金額や交付条件等を変更することがあります。

令和7年度における補助金については、交付申請を令和8年1月下旬までに、整備事業を令和9年1月下旬までに完了させてください。令和8年度以降は未定です。

なお、補助金により取得した建物等財産については、転用、譲渡等の処分を行うには制限期間があり、補助金の交付を受けたときから処分が制限されます。当該補助金の一部又は全部の返還等が生じる場合がありますので、ご承知ください。

(2) 補助対象経費

① 施設整備費に係る補助金（※新築の場合に限る）

当該事業に係る施設整備に必要な工事費又は工事請負費（これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）

② 備品等設備整備費等に係る補助金

当該事業開始に必要な備品購入費等

(3) 補助対象外経費

① 施設整備費に係る補助金

- ア 土地の買収又は整地に要する費用、設備整備に係る経費
- イ 職員の宿舍、車庫又は倉庫の建設に要する費用
- ウ 外構整備に要する費用
- エ 地域交流スペースの整備に要する費用
- オ その他施設等の整備費として適当でないと認める費用

② 備品等設備整備費等に係る補助金

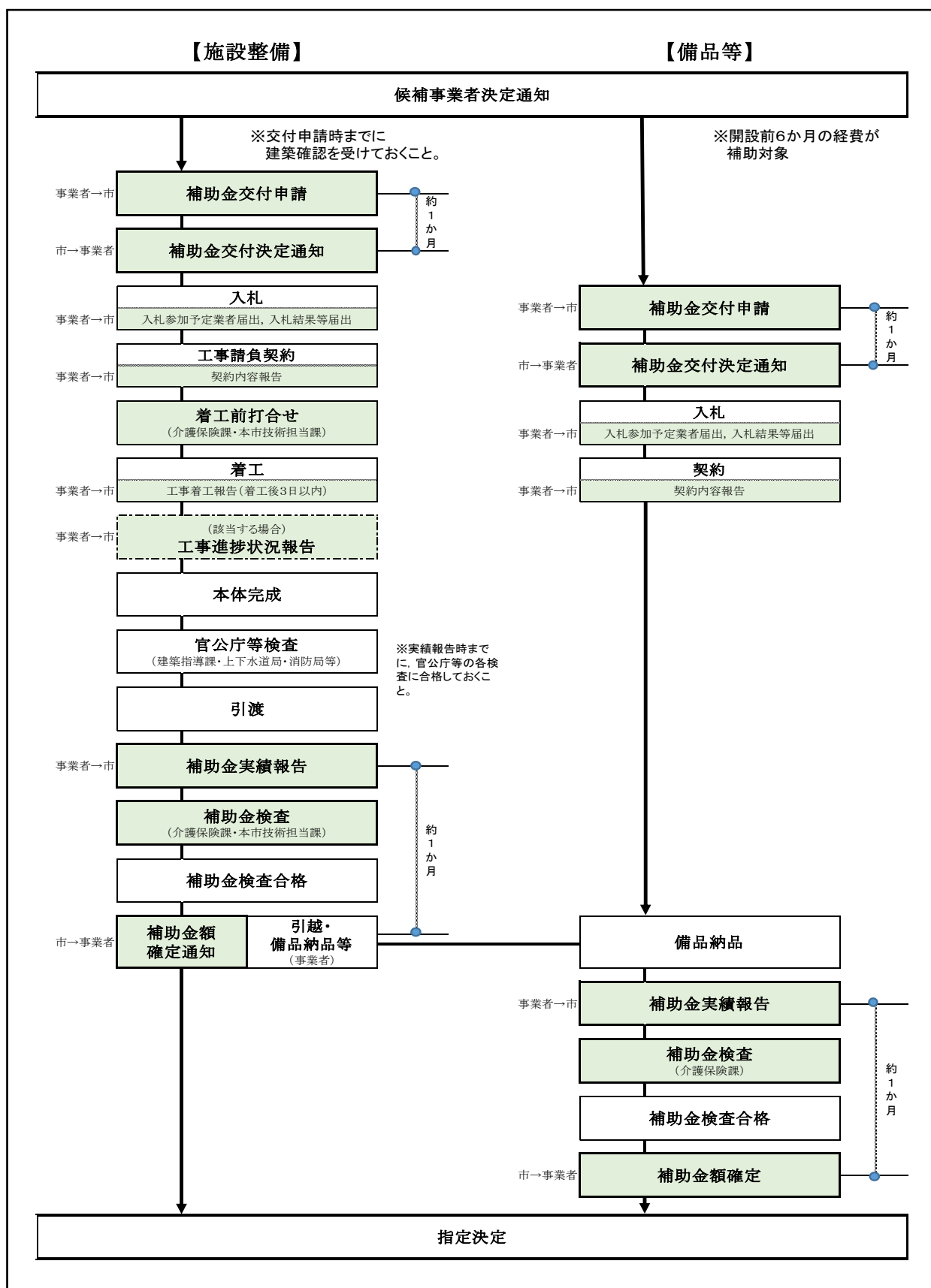
- ア 事業開始に必要な経費として適当でないと認める費用

(4) 整備において留意する区域

- ① 災害レッドゾーンにおける整備は、原則、補助の対象とはしません。
- ② 災害イエローゾーンで次の表に定める区域において整備を行う場合は、当該補助金に係る交付申請の前に、立地の安全性について協議を行ってください。

区域名	内容
土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）第7条第1項により別途定めた区域
土砂災害特別警戒区域	土砂災害防止法第9条第1項により別途定めた区域
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項により別途定めた区域
砂防指定地	砂防法（明治30年法律第29号）第2条により別途定めた区域
地すべり防止区域	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項により別途定めた区域
津波浸水想定区域	津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項により別途定めた区域
洪水浸水想定区域	水防法（平成24年法律第193号）第14条第1項により別途定めた区域

(5) 補助金交付までの主な流れ



【注意】

交付申請、工事請負業者入札、工事請負契約その他各段階において、指定の様式にて届出を必ず行ってください。

(参考) 交付申請時・・・交付申請書

主な添付書類： 法人登記事項証明書及び定款，実施設計書（工事費内訳書），実施設計図面，建築確認済証，その他必要書類

実績報告時・・・実績報告書

主な添付書類： 最終設計書（工事費精算内訳書），最終図面，消防法及び建築基準法関係検査合格済証，その他必要書類

(6) 留意事項

- ① 交付決定前に入札・着工を行った場合は，補助金は交付しません。
- ② 交付決定後，事業実施に当たり交付申請内容と変更が生じた場合，その変更内容によっては交付決定を取り消すことがあります。
- ③ 建設工事請負業者の選定は，本市交付決定後，原則として申請者主催の一般競争入札により決定してください。一般競争入札により難しい場合は，事前に本市と協議の上，指名競争入札により決定してください。
なお，入札の手続は本市における入札手続の例によります。
- ④ 補助事業により取得し，又は効用の増加した財産については，本市の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して財産を使用し，譲渡し，交換し，貸し付け，担保に供し，取り壊し，又は廃棄してはなりません。補助金の交付を受けたときから制限されます。
- ⑤ 高知県産材利用推進方針に基づき，県産材を活用した施設の木造化及び木質化並びに備品等の木質化に努めてください。
- ⑥ 施設整備費等に係る当該補助金について，本市が定める高知市介護基盤整備等事業費補助金交付要綱に定めるもののほか，関係する法令等を遵守してください。

【問合せ先】 〒780-8571 高知市本町五丁目1番45号
高知市役所 介護保険課 管理係
TEL:088-823-9927 FAX:088-824-8390
E-mail:kc-110100@city.kochi.lg.jp

12 その他

指定決定後，事業を運営するに当たり，指定基準を満たしていないことが発覚した場合，指定取り消しをするとともに，補助金の交付を受けていた場合は，補助金返還の義務が発生することがあります。